
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.261 2021/3/30

1 「食品安全総合情報システム」公表

3月19日、食品安全委員会が公表した標記システムに次の記事が掲載されている。

https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?keyword=%EF%BC%AC%EF%BC%A4%EF%BC%95%EF%BC%90&query=&logic=and&calendar=japanese&year=&from=struct&from_year=2021&from_month=02&from_day=19&to=struct&to_year=2021&to_month=03&to_day=05&areaId=00&countryId=000&informationSourceId=0000&max=100&sort_order=date.desc

(1) 欧州食品安全機関(EFSA)及び欧州疾病予防管理センター(ECDC)、欧州連合/欧州経済領域(EU/EEA)及び英国の複数国にわたる家きん製品に関連したSalmonella Enteritidis sequence type(ST)11の集団感染に係る合同緊急集団感染評価書を公表
概要は以下のとおり。

2018年5月から2020年12月までの間、193人のS. Enteritidis ST 11によるヒト症例がデンマーク(2)、フィンランド(4)、フランス(33)、ドイツ(6)、アイルランド(12)、オランダ(3)、ポーランド(5)、スウェーデン(6)及び英国(122)(括弧内は患者数)で報告された。患者の5人に1人は入院した。1人の死亡が報告された。患者の50%は18歳以下の子供であった。直近の患者は英国から2020年12月に報告された。英国の疫学的研究によって、パン粉をまぶした冷凍鶏肉製品の喫食に関連したS. Enteritidis感染リスクの増加が確認された。

非加熱喫食用でない(non-ready-to-eat)鶏肉製品(パン粉をまぶした製品など)の5バッチが集団感染株と一致するS. Enteritidisに検査陽性であった。これらのうち3バッチはポーランドの加工会社Bによって製造されたが、そこではS. Enteritidisは検出されなかった。この5つの陽性バッチはポーランドの様々な食肉供給業者、と畜場及び/又は農場に由来していた。これらの農場のいくつかは2020年にS. Enteritidisに陽性であった(全ゲノムシーケンス解析によるタイピングは実施されていない)。一次産業現場でのタイピング情報が十分でないため、陽性であったポーランドの農場と汚染製品との間の微生物学的関連性を確認することはできなかった。関連製品に対する管理措置が実施された(差し止めやリコールなど)。

ヒト及び食品のS. Enteritidis分離株の全ゲノムシーケンス解析では、単連結法(訳注:クラスタリング法の1つで、クラスタ間の距離を、それぞれのクラスタに属する要素同士の中で最も近い要素間の距離と定義する手法)を用いたクラスタリングにより、これらの分離株が単一のクラスタ(0~3の対立遺伝子の差異)を形成することが確認された。疫学及びトレーサビリティのデータ並びに当該結果は、フードチェーンにおける共通の汚染源を示唆する。

回収が行われるよりも前に購入された関連鶏肉製品が適切に加熱調理されない場合など、これらの喫食に関連した感染リスクが依然として残っている。汚染源が不明であること、また、(検査された鶏肉製品から)他の血清型のサルモネラ属菌や(集団感染株とは異なる)S. Enteritidis株が確認されたことは、これらの鶏肉製品がEU/EEA及び英国においてサルモネラ属菌感染の再発リスクとなることを示唆する。

<https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu05560240149>

(2) 欧州疾病予防管理センター (ECDC)、Q熱に関する2019年疫学報告書を公表

概要は以下のとおり。

1. 2019年に欧州連合/欧州経済領域 (EU/EEA) では、1,069例のQ熱症例が報告され、うち958例(90%)が確定症例であった。
2. 2019年のEU/EEAの届出率は人口10万人対0.2症例であった。
3. 過去数年と同様、2019年においても春及び夏季に症例数が増加する季節性のパターンが観察された。
4. Q熱症例の届出率は64歳まで年齢とともに増加し、14歳より上の年齢グループでは女性よりも男性の方が高かった

<https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu05560230470>

2 食品衛生監視票について

3月26日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品監視安全課長名をもって各都道府県等衛生主管部(局)長宛標記通知を出した。その主な内容は次のとおり。

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行及び同法の経過措置期間の終了に伴い、本年6月1日から、食品衛生法第51条第2項(条項番号は令和3年6月1日時点)に基づき、全ての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理を実施することとなりました。

今般、食品衛生法施行規則の関係規程等を反映した食品衛生監視票、その使用方法及び評価の考え方をそれぞれ別添1、別添2及び別添3のとおり定めますので、本年6月1日以降、食品等事業者に対する法第28条に基づく監視指導等の関係規程の適合性への評価の際に使用するようお願いします。

また、監視指導の全国的な平準化の観点から特段の事情がない限り、本監視票に定める事項を変更せずに使用するようお願いします。

なお、「HACCPに基づく衛生管理」の対象となる食品等事業者と「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の対象となる食品等事業者では監視票のチェック項目は異なっているが、いずれも採点方式により評価する内容となっており、また、採点結果については、対象の食品等事業者に説明することとされている。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000760440.pdf>